

監査結果報告書

令和5年度（2023年度）No.3

定期監査（下期）
公の施設の指定管理者監査
出資団体監査

旭川市監査委員

旭 監 第 8 5 号
令和 6 年 4 月 9 日

旭 川 市 長	今 津 寛 介 様
旭 川 市 議 会 議 長	福 居 秀 雄 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	野 崎 幸 宏 様

旭 川 市 監 査 委 員	大 鷹 明
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	高 見 一 典
旭 川 市 監 査 委 員	石 川 厚 子

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象	1
(1) 対象事務	1
(2) 対象部局及び対象期間	1
2 監査の着眼点	2
3 監査の実施内容	2
(1) 実施期間	2
(2) 実施方法	2
4 監査の結果	3

第 2 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象等	9
2 監査の着眼点	9
3 監査の実施内容	10
(1) 実施期間	10
(2) 実施方法	10
4 監査の結果	10

第 3 出資団体監査

1 監査の対象等	12
2 監査の着眼点	12
3 監査の実施内容	13
(1) 実施期間	13
(2) 実施方法	13
4 監査の結果	13
(資料) 1 監査対象団体の概要	15
2 貸借対照表	17
3 正味財産増減計算書	18

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- ア 収入に関する事務のうち、貸付金及び債権管理に関する事務
- イ 支出に関する事務のうち、貸付金及び旅費（会計年度任用職員に対して支給する旅費（通勤費用）を除く。）に関する事務
- ウ 契約に関する事務のうち、貸付金に関する事務
- エ 財産管理に関する事務のうち、貸付金及び債権管理に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	貸付金 に関する事務	債権管理 に関する事務	旅費 に関する事務	対象期間
会 計 課	—	—	○	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 10 月 31 日
総 合 政 策 部	—	—	○	
いじめ防止対策推進部	—	—	○	
行財政改革推進部	—	—	○	
女性活躍推進部	—	○	○	
総 務 部	○	○	○	
税 務 部	—	○	○	
福 祉 保 険 部	○	○	○	
子 育 て 支 援 部	○	○	○	
保 健 所	—	—	○	
環 境 部	—	—	○	
土 木 部	—	○	○	
社 会 教 育 部	—	—	○	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 貸付金に関する事務

- ア 貸付けは法令等の目的に合致するものであるか。
- イ 貸付目的に合致した使用がなされているかどうかを確認しているか。
- ウ 貸付対象者及び連帯保証人は法令等に規定する有資格者であるか。
- エ 貸付額は法令等に定められたものであるか。
- オ 貸付時期は、法令等に規定された妥当なものであるか。
- カ 貸付けに係る書類の整理は適正に行われているか。

(2) 債権管理に関する事務

- ア 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。
- イ 債権の内容、債務者、履行状況等債権管理上の必要事項は明確に把握されているか。
- ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時かつ適正に行われているか。
- エ 滞納整理について努力が払われているか。
- オ 事務処理要領やマニュアルが適切に定められ、分割納付や未収金回収など事務手続が効率的かつ適正に行われているか。

(3) 旅費に関する事務

- ア 旅費の積算において、運賃・宿泊費・日当等の金額は正確か。また、積算資料は添付されているか。
- イ 支出負担行為及び支出（支払方法含む。）に係る手続は、適時、適正に行われているか。
- ウ 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。
- エ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。
- オ 目的・期間・時期・人員等、必要性が明確でない又は乏しい旅費の支出はないか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年12月1日から令和6年3月19日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

本期の監査対象部局別の結果は次のとおり、収入及び契約に関する事務は適正に処理されていると認められたが、支出及び財産管理に関する事務について、一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘事項等について、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度の定期監査では年度を通じて、重点項目として貸付金及び債権管理に関する事務を監査の対象とするとともに、各部局共通の項目として旅費に関する事務を対象として監査を実施したところである。債権管理では、督促状が発送されていなかったもの、旭川市債権管理マニュアルで求める消滅時効等の情報の記録が不十分であったもののほか、事務取扱要綱等と異なる事務処理をしていたものや分納誓約書に受付印の押印がないものなど、基本的な部分で適切さを欠く事務処理も散見された。また、旅費では、規程や通知の確認が十分ではなかったことや、経路等を誤ったことによる算定上の不備が見受けられたところである。

各部局においては、本結果報告書の内容を自らの業務に照らしてリスクを識別し、組織として対応の徹底を図り、効果的で効率的かつ適正な事務執行に一層努められたい。

会 計 課

特に指摘事項なし。

総 合 政 策 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、鉄道賃で片道100キロメートル未満にもかかわらず特急料金及び座席指定料金を支給したことにより、3件5,040円の過払いのものがあった。

－改善済（政策調整課）

- ② 旅費の支出において、政令指定都市以外に出張する場合に交通費は、目的地に最も近い鉄道の最寄り駅までの鉄道賃等を支給するとされているが、最寄り駅以外の駅までの鉄道賃を算定したことにより、2件700円を過少に支給しているものがあった。

－改善済（政策調整課，秘書課）

いじめ防止対策推進部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、鉄道賃で経路の誤りに伴い旅客運賃の算定を誤ったことにより、2件1,120円の過払いのものがあつた。

—改善済（いじめ防止対策推進課）

行財政改革推進部

特に指摘事項なし。

女性活躍推進部

特に指摘事項なし。

総務部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、政令指定都市以外に出張する場合に交通費は、目的地に最も近い鉄道の最寄り駅までの鉄道賃等を支給するとされているが、最寄り駅から目的地までのバス代等を算定したことにより、1件850円の過払いのものがあつた。

（人事課）

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 旅費の支出事務において、旅費に係る通知等の内容に則していない算定が複数の部局であったこと、在勤地内出張命令について部局によって異なる取扱いがなされていたこと、また、精算や支払の処理が速やかに行われていなかった事例も見受けられたことから、事務処理誤りを防止し、統一的な取扱いとなるよう、明確となっていない事務の取扱いについて見直しを行うとともに、手引書を作成するなど適正な事務手続きについて周知を図られたい。

税 務 部

特に指摘事項なし。

福 祉 保 険 部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

- (2) 支出に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 旭川市生活つなぎ資金に係る貸付事務において、事務取扱要綱及び貸付事務マニュアルが策定されているが、それぞれが定める1日当たりの貸付基準金額の一部に差異があり、実務ではマニュアルに基づき要綱で定める基準を超えた金額を貸し付けていることから、要綱とマニュアルの整合性を図るよう検討されたい。

(生活支援課)

- (3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

- (4) 財産管理に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 介護保険料に係る収入未済金において、介護保険料は公法上の債権であり、介護保険法第200条第1項の規定により、時効が完成することで消滅するものであるが、時効の完成後に債務の弁済を受けているものがあつた。(介護保険課)

② 介護保険料に係る収入未済金において、管理システムへの時効更新日の入力を誤ったことにより、令和2年度中に時効が完成していたが、令和5年度まで債権を繰り越しているものがあった。（介護保険課）

③ 老人措置費負担金において、納期限までに納付されない場合は、旭川市公法上の収入徴収に関する条例により、納期を超えた日から20日以内に督促状を出さなければならないとされているが、なされていないものがあった。（長寿社会課）

[検討を要するもの]

① 一般被保険者返納金・退職被保険者返納金の債権管理事務処理要領において、納入通知書等が戻ってきた場合には、住民票の公用請求を行い現住所を把握すること、返納者が死亡していることが判明した場合には、相続人へ返還請求を行うこととしているが、いずれも実施していなかったことから、要領と事務処理の整合性を図るよう検討されたい。（国民健康保険課）

○ 意見・要望事項

① 旭川市生活つなぎ資金に係る債権記録において、債務の一部が償還されても時効起算日が更新されていないものが散見されたほか、督促状の送付日が記録されていなかった。これらは債権管理事務を進める上で基礎となる情報であることから、旭川市債権管理マニュアルに基づき、適正な事務処理に努められたい。

② 旭川市生活つなぎ資金に係る事務において、督促状の送付時期、債務者が死亡した債権の整理時期及び貸付規則に定める特例を適用して貸付けを行う際の記録方法が、貸付事務マニュアルで定めた運用と異なっていることから、事務の実態とマニュアルの整合性を図った上で、適正な事務処理に努められたい。

子育て支援部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の算定において、午後からの出張で用務が可能にもかかわらず日当を調整していなかったことにより、1件1,200円の過払いのものがあつた。

－改善済（愛育センター）

- ② 自家用車の公務使用に係る在勤地内旅費の支出において、総務部長通知では行程2kmに満たない場合には車賃は支給しないこととなっているが、行程1.5kmにもかかわらず車賃を支給していたことにより、1件37円の過払いのものがあつた。

－改善済（愛育センター）

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

保	健	所
---	---	---

特に指摘事項なし。

環	境	部
---	---	---

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 市の附属機関ではない協議会の構成員に謝礼の一部として支払った旅費について、所得税の源泉徴収を行っていなかった。

－改善済（環境総務課）

土	木	部
---	---	---

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、鉄道賃に係り座席指定料金の算定が漏れていたことにより、1件530円を過少に支給しているものがあつた。 —改善済（土木総務課）

(3) 財産管理に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 道路占用料の債権管理事務において、督促状を出していなかったものや、減額調定を行わなかったことで収入未済となっているものがあつたほか、旭川市債権管理マニュアルでは消滅時効等を随時記録しておくこととしているが、滞納整理票の時効日欄が未記載となつていたことから、確認体制の強化など、適正な事務執行となるよう債権管理事務の見直しを検討されたい。（土木管理課）

社 会 教 育 部

特に指摘事項なし。

第 2 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、公の施設の指定管理を行っている団体のうち、担当部に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	こどもクラブグループ
対象施設	旭川市北彩都子ども活動センター
監査の対象事務	令和4年度における施設管理に係る出納その他の事務
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
委託金額	令和4年度 24,843,000円
所管部局	子育て支援部
利用料金制	適用なし

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 団体関係

- ア 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。
また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。
- オ 条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
- カ 行政財産の目的外使用許可等、市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ク 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ケ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- コ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と

の会計区分は明確になっているか。

サ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備，記帳は適正になされているか。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は，法，条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は適正，公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

エ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め，調査し，又は指示を行っているか。

ク 本来，市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。

ケ 指定管理者制度の採用により，効率的な管理，運営が図られ，利用促進が働くものとなっているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年12月1日から令和6年3月19日まで

(2) 実施方法

対象施設の所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき，公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し，主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務が適正に執行されているかどうかについて，監査の着眼点を踏まえ，試査による関係帳簿及び書類の照合，関係職員への質問，実査等，必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果，次のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも，公の施設の管理に当たっては，指摘等を受けたことに十分留意しながら，より適正な施設の管理に努められたい。

こどもクラブグループ

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 購入代金を支払った物品について、令和4年8月に発注したにもかかわらず監査時点においても納入されていないものがあつた。

○ 意見・要望事項

(1) 団体に関する事項

- ① 当団体には、経理規程に相当するものがなく、慣例による事務処理が行われている。不正や誤りの発見及び防止機能を高めるとともに、適切な会計処理の継続が期待されることから、経理規程を設け、それに基づく事務処理を行うことを検討されたい。

(2) 所管部局（子育て支援部）に関する事項

- ① 事業報告書に添付された収支決算報告書について、決算額が誤った金額で報告されていたほか、基本協定書の業務仕様書別紙の設備備品等一覧及び指定管理者が備える備品整理簿が設備備品等の現状と一致していない状況が見受けられた。報告書等を適切に確認するとともに、必要に応じて指導、助言を行うよう努められたい。
- ② 基本協定に基づく事業報告書には、施設の管理業務の実施状況について記載することが定められているが、指定管理者が行った建築物等の点検や、設備の保守点検業務等について記載されていないものがあつたことから、施設の維持管理が適切に行われていることを確認するためにも、事業報告書の内容を改善するよう指導されたい。

第 3 出資団体監査

1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ、前回の平成30年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

対 象 団 体	一般財団法人 旭川市水道協会
資 本 金 等	11,500千円
市 出 資 額	5,000千円（市出資割合43.5%）
所 管 部 局	上下水道部

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 団体関係

- ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- イ 団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。
- ウ 経営成績及び財政状態は良好か。
- エ 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- オ 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- カ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- キ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ク 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ケ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。
- コ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- サ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- シ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。
- ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

(2) 所管部局関係

- ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ウ 出資金等の支出手続は適正か。
- エ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- オ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。
- カ 有価証券の保管は良好か。
- キ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ク 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年12月1日から令和6年3月19日まで

(2) 実施方法

資本金等を出資した所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、次のとおり事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

今後とも指摘等を受けたことに十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[検討を要するもの]

- ① 常勤理事の報酬等の支給について、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程と異なる取扱いをしているものがあったことから、実態と規程との整合性を図るよう検討されたい。

(2) 所管部局（上下水道部）に関する事項

特に指摘事項なし。

〈資料1〉

監査対象団体の概要

1 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

旭川市及び他市町村における上下水道の円滑な普及と安定供給に資するための適正かつ合理的な維持管理を行うため必要な事業を行い、もって住民の公衆衛生と福祉の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ア 上下水道に係る調査研究及び普及宣伝に関する事業
- イ 上下水道に係る受託業務に関する事業
- ウ 簡易専用水道に係る検査に関する事業
- エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 特別積立資産

11,500,000円（うち旭川市出資5,000,000円 出資率43.5%）

3 役職員数（令和5年3月31日現在）

役員 理事 7人（うち理事長1人）
監事 2人
評議員 5人
職員 96人（うち嘱託27人，臨時27人）

4 令和4年度の事業実績

(1) 公益事業

区分	事業内容	事業費(円)
普及宣伝事業	・第52回旭川市下水道月間の関連行事に伴う業務 下水道いろいろコンクール記念品の贈呈 下水道いろいろコンクール優秀作品の展示 展示期間 令和4年10月31日～11月11日 場 所 旭川信用金庫本店，旭川市下水処理センター ・施設見学対応の実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・地域イベントへの協力 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・ボランティア活動への参加等 環境浄化など水資源環境保全活動の取り組み *協会独自事業として牛朱別川緑橋から石狩川新橋間左岸河川敷の清掃を実施	1,002,211
寄附金	旭川市に対し上下水道事業のために継続寄附を実施	500,000
公益事業計		1,502,211

(2) 収益事業

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
水 道 局 受 託 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道検針ほか業務 ・ 永山取水施設運転管理業務 ・ 簡易水道施設運転管理業務 ・ 配水施設等管理業務 ・ 排水樋門点検管理ほか業務 ・ 石狩川浄水場ほか運転管理業務 ・ 神華地区ほか飲料水供給施設管理業務委託 ・ 神居町神居古潭漏水調査業務 ・ 神居町豊里漏水調査業務 ・ 共有地浄水場配水池清掃業務委託 	406,058,669
簡易専用水道 検 査 事 業	検査を行う区域 北海道 実施期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日 検査件数 328件 簡易検査 79件 (旭川市内64件, 旭川市外15件) 一般検査 249件 (旭川市内175件, 旭川市外74件)	2,933,264
断水等告知 及 び 民間受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水等告知業務 件数 50件 ・ 21世紀の森飲用水供給施設管理業務 ・ 21世紀の森ろ過池清掃業務 ・ 旭川空港漏水調査業務 ・ 大休寺漏水調査業務 ・ 道立旭川農業高等学校漏水調査 ・ 鳥沼水道利用組合漏水調査 	2,295,534
近 隣 市 町 受 託 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道地区漏水調査業務 (士別市) ・ 漏水調査業務委託 (鷹栖町) ・ 管路図補正業務委託外 (鷹栖町) ・ 中川町緊急流量測定業務 (中川町) ・ 中川町緊急漏水調査業務 (中川町) ・ 令和4年度水道管理システム更新委託業務 (中川町) ・ 中川町市街地緊急漏水調査業務 (中川町) ・ 東神楽町中央市街地緊急漏水調査 (東神楽町) ・ 東神楽町北町緊急漏水調査 (東神楽町) ・ 東神楽町南町緊急漏水調査 (東神楽町) 	8,370,215
収 益 事 業 計		419,657,682
公 益 ・ 収 益 事 業 計		421,159,893

〈資料2〉

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	151,763,074	118,503,818	33,259,256
未収金	60,893,226	60,705,696	187,530
前払金	117,739	78,498	39,241
流動資産合計	212,774,039	179,288,012	33,486,027
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
特別積立資産	11,500,000	11,500,000	0
退職給付引当資産	9,000,000	5,000,000	4,000,000
減価償却引当資産	14,000,000	14,000,000	0
特定資産合計	34,500,000	30,500,000	4,000,000
(2) その他固定資産			
建物	1,077,605	1,220,655	△ 143,050
車両運搬具	5,494,513	6,363,819	△ 869,306
什器備品	4,241,197	6,437,151	△ 2,195,954
リース資産	1,857,030	2,415,270	△ 558,240
電話加入権	74,984	74,984	0
ソフトウェア	2,342,263	2,973,979	△ 631,716
リサイクル預託金	173,690	173,040	650
出資金	100,000	100,000	0
繰延税金資産	14,811,097	18,251,160	△ 3,440,063
その他固定資産合計	30,172,379	38,010,058	△ 7,837,679
固定資産合計	64,672,379	68,510,058	△ 3,837,679
資産合計	277,446,418	247,798,070	29,648,348
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	2,713,571	2,482,050	231,521
未払金	29,513,221	15,250,823	14,262,398
賞与引当金	14,774,980	13,690,383	1,084,597
前受金	0	15,400	△ 15,400
未払消費税等	11,457,900	11,295,200	162,700
未払法人税等	9,215,000	11,083,200	△ 1,868,200
流動負債合計	67,674,672	53,817,056	13,857,616
2. 固定負債			
長期未払金	1,474,682	2,071,718	△ 597,036
退職給付引当金	30,882,887	40,511,750	△ 9,628,863
固定負債合計	32,357,569	42,583,468	△10,225,899
負債合計	100,032,241	96,400,524	3,631,717
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	11,500,000	11,500,000	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(11,500,000)	(11,500,000)	(0)
2. 一般正味財産	165,914,177	139,897,546	26,016,631
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(14,000,000)	(14,000,000)	(0)
正味財産合計	177,414,177	151,397,546	26,016,631
負債及び正味財産合計	277,446,418	247,798,070	29,648,348

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。

〈資料3〉

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			
特定資産受取利息	530	532	△ 2
特定資産運用益計	530	532	△ 2
② 事業収益			
普及宣伝事業収益	0	0	0
水道局受託収益	472,666,700	478,312,700	△ 5,646,000
簡易専用水道検査収益	3,701,600	3,005,400	696,200
断水等告知及び 民間受託収益	3,017,400	2,369,292	648,108
近隣市町受託収益	15,750,000	11,535,000	4,215,000
事業収益計	495,135,700	495,222,392	△ 86,692
③ 雑収益			
受取利息	370	1,170	△ 800
受取配当金	4,000	4,000	0
雑収益	23,061	24,372	△ 1,311
雑収益計	27,431	29,542	△ 2,111
経常収益計	495,163,661	495,252,466	△ 88,805
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	3,080,000	3,038,000	42,000
給料手当	225,720,238	222,406,693	3,313,545
賃金	60,456,562	60,261,699	194,863
賞与引当金繰入額	13,984,048	12,753,137	1,230,911
退職給付費用	10,585,569	5,173,539	5,412,030
法定福利費	47,763,427	47,930,476	△ 167,049
福利厚生費	2,122,641	1,994,609	128,032
食糧費	3,423	3,462	△ 39
旅費交通費	3,315,695	3,143,616	172,079
通信運搬費	1,559,890	1,724,462	△ 164,572
建物減価償却費	85,830	99,010	△ 13,180
車両運搬具減価償却費	3,628,603	4,129,258	△ 500,655
什器備品減価償却費	3,056,238	3,026,046	30,192
消耗什器備品費	2,600,735	3,400,884	△ 800,149
消耗品費	6,973,295	6,344,834	628,461
修繕費	307,350	436,896	△ 129,546
印刷製本費	145,500	23,000	122,500

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減
光 熱 水 料 費	1,034,029	987,566	46,463
賃 借 料	4,219,048	4,062,381	156,667
手 数 料	826,194	950,617	△ 124,423
報 償 費	179,672	207,372	△ 27,700
租 税 公 課	263,800	181,550	82,250
支 払 負 担 金	1,503,979	1,754,045	△ 250,066
支 払 寄 付 金	500,000	500,000	0
委 託 費	16,861,550	18,039,310	△ 1,177,760
車 両 管 理 費	9,840,261	10,302,284	△ 462,023
雜 費	542,316	877,199	△ 334,883
事 業 費 計	421,159,893	413,751,945	7,407,948
② 管 理 費			
役 員 報 酬	1,320,000	1,302,000	18,000
給 料 手 当	16,695,267	18,144,394	△ 1,449,127
賞 与 引 当 金 繰 入 額	790,932	937,246	△ 146,314
退 職 給 付 費 用	1,745,025	1,048,814	696,211
法 定 福 利 費	3,279,448	3,626,020	△ 346,572
福 利 厚 生 費	269,086	378,973	△ 109,887
会 議 費	19,374	13,856	5,518
交 際 費	12,727	0	12,727
食 糧 費	9,333	10,769	△ 1,436
慶 弔 費	82,000	0	82,000
旅 費 交 通 費	81,332	107,984	△ 26,652
通 信 運 搬 費	819,665	773,805	45,860
建 物 減 価 償 却 費	57,220	66,007	△ 8,787
什 器 備 品 減 価 償 却 費	627,172	217,945	409,227
消 耗 什 器 備 品 費	1,151,600	644,810	506,790
消 耗 品 費	450,784	450,487	297
修 繕 費	2,433,963	706,368	1,727,595
印 刷 製 本 費	156,782	175,800	△ 19,018
光 熱 水 料 費	689,353	658,377	30,976
賃 借 料	1,954,328	1,562,424	391,904
手 数 料	674,964	1,199,743	△ 524,779
租 税 公 課	11,944	11,530	414
支 払 負 担 金	336,819	351,636	△ 14,817
委 託 費	1,522,752	334,112	1,188,640

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
車 両 管 理 費	9,724	35,023	△ 25,299
雑 費	158,318	114,084	44,234
管 理 費 計	35,359,912	32,872,207	2,487,705
経 常 費 用 計	456,519,805	446,624,152	9,895,653
当 期 経 常 増 減 額	38,643,856	48,628,314	△ 9,984,458
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益			
車 両 運 搬 具 売 却 益	28,788	173,872	△ 145,084
経 常 外 収 益 計	28,788	173,872	△ 145,084
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損			
固 定 資 産 除 却 損	0	2	△ 2
経 常 外 費 用 計	0	2	△ 2
当 期 経 常 外 増 減 額	28,788	173,870	△ 145,082
税引前当期一般 正味財産増減額	38,672,644	48,802,184	△10,129,540
法人税、住民税及び事業税	9,215,950	11,084,271	△ 1,868,321
法人税等調整額	3,440,063	2,067,842	1,372,221
当期一般正味財産増減額	26,016,631	35,650,071	△ 9,633,440
一般正味財産期首残高	139,897,546	104,247,475	35,650,071
一般正味財産期末残高	165,914,177	139,897,546	26,016,631
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	11,500,000	11,500,000	0
指定正味財産期末残高	11,500,000	11,500,000	0
III 正味財産期末残高	177,414,177	151,397,546	26,016,631

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。